



鳥取県公報

平成17年 8 月 9 日(火)
第 7 7 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	危険物取扱者試験を実施する指定試験機関の主たる事務所の 所在地の変更の届出 (602) (消防課) 1
	消防設備士試験を実施する指定試験機関の主たる事務所の 所在地の変更の届出 (603) (") 1
	結核予防法による医療機関の指定 (604) (米子保健所) 2
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (3件) (605~607) (経営支援課) 2
	基本測量の実施 (608) (管理課) 3
	公共測量の実施 (609) (") 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (610) (会計管理室) 4
公 告	採石業務管理者試験の実施 (治山砂防課) 4
調達公告	一般競争入札の実施 (出納室) 5

告 示

鳥取県告示第602号

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の 8 第 2 項の規定に基づき、危険物取扱者試験を実施する指定試験機関の主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関一丁目 4 - 2
- 3 変更の年月日
平成17年 8 月 1 日

鳥取県告示第603号

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の 9 第 4 項において準用する同法第13条の 8 第 2 項の規定に基づき、消防設備士試験を実施する指定試験機関の主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第17条の 9 第 4 項において準用する同法第13条の 8 第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定試験機関の名称
財団法人消防試験研究センター
- 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関一丁目 4 - 2
- 3 変更の年月日
平成17年 8 月 1 日

鳥取県告示第604号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	指定年月日
はまなす薬局	米子市富益町1130	平成17年 8 月 1 日

鳥取県告示第605号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
鳥取いなば農業協同組合
鳥取市行徳一丁目103
- 2 変更承認年月日
平成17年 7 月27日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第606号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
鳥取中央農業協同組合
倉吉市越殿町1409
- 2 変更承認年月日
平成17年 7 月29日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第607号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人岩美町農業振興公社
岩美郡岩美町大字浦富2475 - 90
- 2 変更承認年月日
平成17年 7 月29日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業

鳥取県告示第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（2500レベルG I S 基盤情報修正作業）
- 2 作業期間 平成17年 8 月15日から平成18年 3 月31日まで
- 3 作業地域 境港市及び八頭郡八頭町

鳥取県告示第609号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第 3 項の規定により告示する。

平成17年 8 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（1級基準点測量・3級基準点測量・3級水準測量）
- 2 作業期間 平成17年6月30日から同年10月31日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町

鳥取県告示第610号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成17年8月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
615	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会 (旧岩美地区協会)	名称	財団法人鳥取県交通安全協会岩美地区協会	財団法人鳥取県交通安全協会鳥取地区協会 (旧岩美地区協会)	平成17年5月21日

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第34回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成17年8月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成17年10月14日（金） 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第二庁舎 8階第22会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）	2時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を貼り付けたもの）を平成17年8月16日（火）から同年9月12日（月）までの間に住所地を管轄する地方県土整備局又は総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下

「信書便」という。)により提出する場合は、平成17年9月12日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。また、受験願書は、各地方県土整備局及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年8月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア APR形移動用無線機 APR-ML1車載用 55台

イ APR形移動用無線機 APR-ML1携帯用 63台

ウ APR形移動用無線機 APR-ML1車載、携帯両用 2台

エ APR形移動用無線機 APR-AU1オートバイ用 18台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年2月28日(火)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が電気通信

機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年8月30日（火）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年8月9日（火）から同年9月20日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7431

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年8月22日（月）午後2時

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年9月20日（火）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年8月30日（火）午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Police Mobile Communications System (Mobile Radio Set), 55 sets

Police Mobile Communications System (Handie - talke Set), 63 sets

Police Mobile Communications System (Detachable Mobile Radio Set), 2 sets

Police Mobile Communications System (Mobile Radio Set for Motorcycle), 18 sets

(2) August 30, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 20, 2005 2 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders

September 20, 2005 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori

Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7431

